

2007年（平成19年）5月18日

産業構造審議会
割賦販売分科会基本問題小委員会 御中

兵庫県弁護士会
会長道上 明

割賦販売法改正意見書

第1. 意見の趣旨

1. 信販会社の不適正与信防止義務（加盟店管理義務）を規定し、違反の効果として行政処分の対象とともに民事的効果としての損害賠償責任を法定すること。
2. 売買契約等が無効・取消・解除となる場合には、立替払契約についても無効・取消・解除となる旨の民事的効果に関する規定を設けること。
3. 信販会社と販売会社の共同責任を法定すること。
4. 過剰与信防止義務違反について行政処分の対象とともに民事効規定を設けることにより実効性を確保すること。
5. 指定商品制及び割賦払い要件を廃止すること。
6. 登録制度の導入など個品割賦購入あっせん業者に対する規制を強化すること。

第2. 意見の理由

1. 割賦販売法の抜本的改正の必要性—悪質商法を支えるクレジット契約若者を狙ったキャッシュセールス被害や高齢者を狙ったリフォーム工事被害や呉服次々販売被害など、クレジット契約を利用した悪質商法被害は後を絶たない。

兵庫県下においても、ココ山岡ダイヤ買戻商法被害事件やダンシングモニター商法被害事件をはじめ呉服・農機具・節電器などクレジット契約を利用した悪質商法被害が繰り返されている。

これらの被害事案において、悪質販売店は悪質商法を展開するための事業資金を信販会社から獲得している。悪質販売店は信販会社の加盟店となることにより、はじめて悪質商法を行うことが可能となるのである。他方、信販会社も加盟店の販売活動を通じて顧客を獲得し手数料収入を得ていることから、悪質販売店であっても安易に加盟店契約を締結しがちである。ここにクレジットシステムに悪質販売店が加盟店として入り込む内在的な危険が存することになる。そして信販会社は、悪質販売店による被害が発生したとしてもそのリスクを

容易に顧客に転嫁することができることから、悪質販売店を排除し適正な与信を実現しようとする自律的な取組みに極めて消極的である。

このようにクレジット契約を利用した悪質商法被害が後を絶たないことから、これまで経済産業省は再三にわたる通達により、信販会社に対し加盟店管理を尽くすことを要請してきた。

しかし、信販会社は、通達は訓示的なものであり、法的義務ではないとして通達事項を遵守しようとしてこなかった。現行割賦販売法においては、「抗弁対抗規定」（同法30条の4）しか存在しないことから、信販会社には「やり得」が認められる構造となってしまっているのである。

そこでクレジット契約を利用する悪質商法被害を予防するために、下記のとおり割賦販売法を改正する必要がある。

2. 不適正与信防止義務（加盟店管理義務）の法定（意見の趣旨第1項）

既述のとおり、信販会社は、経済産業省による再三の通達にもかかわらず自主的に加盟店管理義務を果たそうとはしない。従って、不適正与信防止義務（加盟店管理義務）を法定することによって信販会社に適正な与信を実現せしめる必要がある。

この点、ダンシングモニター商法被害事件姫路訴訟大阪高等裁判所平成16年4月16日控訴審判決は、「信販会社が継続的に契約するクレジットシステムにより悪質販売業者の不適正な販売行為が助長されている関係がある」、「こうした信販のシステムが孕む構造的な危険（病理現象）については、システムの開設者である信販会社が信販のシステムが悪用されないよう加盟店の調査・監督義務を徹底することにより対処することが期待されている」と判示しているところであり、行政通達のみならず司法判断においても信販会社による不適正与信防止義務（加盟店管理義務）の実践が期待されている。

そして、不適正与信防止義務（加盟店管理義務）を実効化するためには、義務違反について行政処分の対象とすべきことは勿論のこと、顧客に対しては損害賠償責任を負う旨の民事的効果をも定めるべきである。

3. 売買契約等が無効・取消・解除となる場合の立替払契約の帰趣について（意見の趣旨第2項）

現行法においては、売買契約等が無効・取消・解除となった場合の立替払契約の帰趣について定めた明文規定は存せず、法解釈に委ねられている。

そして売買契約等と立替払契約の別個性から売買契約等に生じた事由については、割賦販売法30条の4における抗弁事由となるとしても直ちに立替払契約自体には影響を及ぼさないとする立場もある。

しかしながら、個品割賦購入あっせんにおいては、立替払契約は販売店が行う購入者への商品の販売を条件として締結されるものであると定められていること（割賦販売法2条3項2号）、「個品割賦購入あっせん標準約款」においては、売買契約等の効力発生時期は立替払契約の成立時と定められ、立替払契約の不成立の場合には、売買契約等も不成立と定められており（1条2項）、両契約には成立上の牽連関係が認められていること、売買契約等とクレジット契約は販売店を介して同時に行われていること、などから、売買契約等の締結時に無効・取消事由が存する場合には、立替払契約自体にも意思の欠缺・瑕疵が存するものとして無効・取消が認められることは民事法解釈としても自然である。

また、売買契約等が販売店による債務不履行という後発的事由により解除となる場合にも、顧客に既払代金の返還を確保する見地から立替払契約自体も解除となる旨を法定すべきである。

このように売買契約等の無効・取消・解除が立替払契約についても無効・取消・解除をもたらす旨の民事的効果を明定することは、両契約が一体のものと理解している顧客の意思に沿うものである。

4. 信販会社と販売会社の共同責任を法定すること（意見の趣旨第3項）

現行割賦販売法30条の4は、販売店が行った勧誘に不正があった場合について、被害者が販売会社に対する抗弁を信販会社に対しても主張しうるという、いわゆる「抗弁の対抗」を認めているが、その効果としては、購入者のクレジット会社に対する未払金の支払い拒否のみを規定し、既払金の返還は規定していない。

しかし、契約から時間が経過すると、未払金は減少し既払額が増加するのであるから、抗弁の対抗規定だけでは、販売契約に関する問題の発覚と抗弁主張の時期によって救済される範囲が異なるという不合理が生じる。

また、救済の範囲が未払金の支払い拒否にとどまれば、信販会社としては、仮に加盟店の販売方法に問題があることを察知しても、直ちに加盟店契約を打ち切って問題を表面化させるよりも、消費者にクレジット債務を少しでも長く履行させる方が利益であるとの判断をしてしまいかねない。

そもそも、割賦販売法30条の4の抗弁対抗規定の立法趣旨は、

- (1) 信販会社と販売店との間には、購入者への商品の販売に関して密接な取引関係が存在していること、
- (2) このような密接な関係が存在しているため、購入者は、割賦販売の場合と同様に商品の引渡しがなされない場合等には支払請求を拒み得ることを期待していること、
- (3) 信販会社は、販売店を継続的取引関係を通じて監督することができ、ま

た損失を分散・転嫁する能力を有していること、

- (4) これに対して、購入者は、購入に際して一時的に販売店と接するに過ぎず、また契約に習熟していない、損失負担能力が低い等信販会社に比して不利な立場に置かれていること、

にある。

しかしながら抗弁の対抗規定にとどまっているために、これらの立法趣旨が実現されていないのである。

そこで割賦販売法30条の4を改正し、信販会社は、加盟店の不正について共同して責任を負担すると定めるべきである。

具体的には、加盟店が損害賠償義務を負うときには信販会社も損害賠償義務を負うことなどとして、抗弁の対抗にとどまらず信販会社から既払金の返還が受けられることとすべきである。

かかる規定は、クレジット規制についての国際水準にも沿うものである。

なお共同責任を法定することに対しては、自社割賦販売や現金取引では販売業者が倒産したときには販売業者に対する責任追及が不可能であるのに、割賦購入あっせんの場合には信販会社に対してなお責任追及が可能となるのは逆に不公平である、という反論が業界側から主張されることがある。

しかしながら、自社割賦販売は、代金回収リスクを販売業者自身が負担して代金後払いの契約を締結するのであるから、販売業者側の不当勧誘行為や債務不履行が生じる可能性は低く、現金取引においては、販売業者の倒産の問題が特別に多いわけではないし、消費者側もリスクを容易に自覚することができる。

これに対し、割賦購入あっせんは、販売業者が信販会社からの立替金を目的に無責任な勧誘行為で契約を獲得し、信販会社より立替金を取得した後は顧客に対して契約を誠実に履行しようとする動機付けが消滅してしまうするという構造的な危険性があり、また顧客に対しては代金後払いの安心感により高額契約を勧説することから、消費者被害が発生しやすいという構造的な問題が内在し、限に被害が多発し続いているのであるから、割賦購入あっせんにおける共同責任の問題を自社割賦販売や現金取引と比較することはそもそも筋違いである。

5. 過剰与信防止義務違反を行政処分の対象とし、民事効規定も設けること（意見の趣旨第4項）

現行割賦販売法38条は、割賦販売業者等は、信用情報機関の利用などによって「購入者が支払うこととなる賦払金等が当該購入者の支払能力を超える、と認められる割賦販売、ローン提携販売又は割賦購入あっせんを行わないよう努めなければならない」と規定する。

ところが、現行法においては、同条項違反について行政処分等の対象となる旨の規定は存せず、訓示規定にとどまると解する立場が一般的ではある。

そのため、何ら業者側の過剰与信行為を実効的に規制する手段が講じられず、深刻な次々販売被害を招いている原因となっている。

昨年12月に成立した改正貸金業法においては過剰与信禁止規定が整備され、その違反行為については行政処分の対象となる旨が定められた。

多重債務発生防止のための施策であるが、同様に信販会社による過剰与信行為が規制されなければ多重債務発生防止に向けた国の施策は実効的なものとはならない。

そこで、割賦販売法においても過剰与信防止規定を実効的なものとすべく、義務違反行為については行政処分の対象となる旨を法定するとともに義務に違反した立替払についてはその全部または一部が制限される旨の民事効規定を設けるべきである。

6. 指定商品制と割賦払い要件の廃止（意見の趣旨第5項）

現行法は、指定商品性を探り、かつ一括払方式には規制が何ら及ばない。

しかしながら、このように適用範囲を限定することには何ら積極的な意義は認められないから、指定商品制は廃止し、また一括払いを含めすべてのクレジット契約を法規制の対象とすべきである。

7. 個品割賦購入あっせん事業者の登録制等規制強化（意見の趣旨第6項）

現行法では、被害が最も多発している個品割賦購入あっせんについて、与信業者の登録制もなく、クレジット契約書面の交付義務もクーリング・オフも与信業者の義務とされていない。

個品割賦購入あっせん市場を適正化するためには、登録制を導入し、行政規制権限を定めるとともに、信販会社には契約書面交付義務を定め、クーリング・オフを認めるべきである。

以上